

個人住民税における特別徴収の徹底について

これまで個人住民税の特別徴収については、全国的に徹底されてこなかった経緯がある。板橋区においても例外ではなく、特別徴収又は普通徴収の徴収方法については、人数に関わらず事業主の意向に沿った対応としてきた。

今般、税源確保等の一環として、東京都及び都内全区市町村は「オール東京」により、平成 29 年度から個人住民税の特別徴収の徹底を図り、特別徴収義務者の一斉指定を行うこととした。

1 特別徴収制度の概要

地方税法では、給与所得に係る所得割及び均等割について、区市町村は特別徴収（※）の方法によって徴収しなければならないとされている。（第 321 条の 3）

このため、各区市町村では、毎年事業主から提出される給与支払報告書に基づき、個別に特別徴収税額の通知及び特別徴収義務者の指定を行っている。（第 321 条の 4）

※ 特別徴収とは

- 事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、納入していただく制度。

2 「特別徴収の徹底」及び「特別徴収義務者の指定」

特別徴収義務者の指定は職権で行うものであるが、事業主が普通徴収を希望する場合に、全国的に容認してきた経緯があり、事実上選択制との認識も事業主に生じている。

このことに伴い、東京都では、個人住民税徴収対策会議を設置し、「オール東京 個人住民税 特別徴収推進プラン」（平成 27 年 2 月）を策定し、東京都及び都内 62 区市町村がオール東京として、平成 29 年度から原則として全ての事業主に特別徴収義務者の指定を実施することとした。また、平成 26 年度～28 年度を特別徴収の推進期間と位置づけ、平成 29 年度の一斉指定に向けた周知及び事業主が円滑に特別徴収に切り替えられるなどの準備期間とした。

板橋区においても、同推進プランに基づき平成 29 年度から特別徴収義務者の指定に向けた事業展開を行っていく。

3 板橋区における取組予定

実施時期	内 容
平成 27 年 9 月～28 年 8 月	特別徴収義務者として指定すべき事業者の選定及び住所地等の登録
平成 27 年 11 月、28 年 11 月	年末調整説明会時における周知
平成 28 年 9 月	普通徴収事業者に対し、特別徴収指定予告通知書を送付
平成 28 年 12 月	登録事業者へ総括表・普通徴収切替理由書等を送付
平成 29 年 5 月	当初賦課時における特別徴収義務者の一斉指定
随 時	広報いたばし、区ホームページによる周知 東京都及び都内他自治体との連携

4 特別徴収の徹底に伴う影響

事業主が特別徴収を実施することにより、従業員（納税義務者）は、個人住民税の納め忘れがなくなる。また、普通徴収の納期が原則年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 12 回であるため、1 回あたりの負担額が少なくなるなどの利点がある。

一方、事業主（給与支払者）は、特別徴収の徹底により事務の負担が発生する。例えば、従業員の給与から個人住民税を引き去る（給与天引きする）人的配置などの環境整備や、毎月、従業員の給与から個人住民税分を徴収し、各自治体へ納入手続きを行うなどの事務を行うこととなる。

※ 新規特別徴収義務者を対象としたフォローアップとして、平成 28 年 12 月中旬を目途に、希望する事業者を対象とした相談日の設定を検討。

5 参 考

(1) 近隣県（関東甲信越）における特別徴収の徹底実施状況

実施年度	自治体
平成 26 年度	山梨県、新潟県
平成 27 年度	埼玉県、栃木県、茨城県
平成 28 年度（予定）	千葉県、神奈川県
平成 29 年度（予定）	東京都、群馬県
未定	長野県

(2) 板橋区の当初賦課時における特別徴収義務者数等の推移（過去 3 年間）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特別徴収義務者数	43,237 社	44,446 社	48,112 社
納税義務者数	165,884 人	171,740 人	185,883 人



事業主の皆さま

平成29年度から 個人住民税の



個人住民税PRキャラクター
ぜいぎん

特別徴収を徹底します。

東京都と都内区市町村はオール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施しますので、事業主の方は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

特別徴収とは？

事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月給与から個人住民税(※1)を差し引き、納入していただく制度です。

(※1)個人住民税とは、個人都民税と個人区市町村民税を合わせたもので、1月1日現在お住まいの区市町村で課税、徴収される税金です。

特別徴収義務者となる 事業主の方



所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収の対象となる 従業員の方



前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員が特別徴収の対象になります。

ただし、以下の基準に該当すれば例外的に普通徴収(※2)が認められます。
その場合、給与支払報告書提出時(※3)に「普通徴収切替理由書」も併せて提出して下さい。

《普通徴収を認める基準》

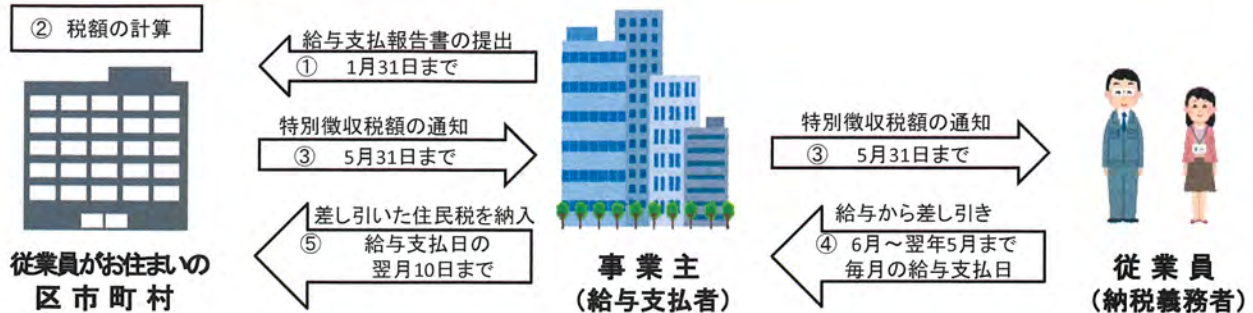
- 普A 総従業員数が2人以下
(他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)
- 普B 他の事業所で特別徴収
- 普C 給与が少なく税額が引けない。
- 普D 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない。)
- 普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- 普F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)
(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

(※2)普通徴収とは、区市町村から送付される納付書によって従業員の方自身が納付する方法のこと。

(※3)給与支払報告書の摘要欄に普通徴収切替理由書の切替理由の符号(普A～普F)を記入して下さい。



特別徴収制度の仕組み



※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができます。(納期の特例)

特別徴収のメリット

事業主の方	○所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。
従業員の方	○個人住民税の納め忘れがありません。 ○普通徴収の納期が原則、年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。

特別徴収制度を徹底する取組に関する問合せ先

東京都 主税局 徴収部 個人都民税対策課 Tel:03-5388-3046

特別徴収制度に関する具体的な手続きに関する問合せ先

区	区市町村	課税種別	電話番号	区市町村	課税種別	電話番号	区市町村	課税種別	電話番号
区	千代田区	税務課	03-5211-4191	品川区	税務課	03-3777-1111	北区	税務課	03-3908-1113
	中央区	税務課	03-3546-5275	目黒区	税務課	03-3715-1111	荒川区	税務課	03-3802-3111
	港区	税務課	03-3578-2111	大田区	課税課	03-5744-1194	板橋区	課税課	03-3579-2096
	新宿区	税務課	03-5273-4109	世田谷区	課税課	03-5432-1111	練馬区	税務課	03-3993-1111
	文京区	税務課	03-5803-1154	渋谷区	税務課	03-3463-1719	足立区	課税課	03-3880-5418
	台東区	税務課	03-5246-1111	中野区	税務分野	03-3389-1111	葛飾区	税務課	03-3695-1111
	墨田区	税務課	03-5608-6700	杉並区	課税課	03-3312-2111	江戸川区	課税課	03-5662-1009
	江東区	課税課	03-3647-9111	豊島区	税務課	03-4566-2354			
市	八王子市	住民税課	042-620-7354	小金井市	市民税課	042-387-9819	清瀬市	課税課	042-497-2040
	立川市	課税課	042-523-2111	小平市	税務課	042-346-9522	東久留米市	課税課	042-470-7777
	武蔵野市	市民税課	0422-60-1823	日野市	市民税課	042-585-1111	武蔵村山市	課税課	042-565-1111
	三鷹市	市民税課	0422-45-1151	東村山市	課税課	042-393-5111	多摩市	課税課	042-338-6821
	青梅市	市民税課	0428-22-1111	国分寺市	課税課	042-325-0111	稲城市	課税課	042-378-2111
	府中市	市民税課	042-335-4442	国立市	課税課	042-576-2111	羽村市	課税課	042-555-1111
	昭島市	課税課	042-544-5111	福生市	課税課	042-551-1610	あきる野市	課税課	042-558-1682
	調布市	市民税課	042-481-7196	狛江市	課税課	03-3430-1111	西東京市	市民税課	042-464-1311
	町田市	市民税課	042-724-2114	東大和市	課税課	042-563-2111			
	町・村	瑞穂町	税務課	042-557-7519	利島村	総務課	04992-9-0011	八丈町	税務課
日の出町		税務課	042-597-0511	新島村	企画財政課	04992-5-0241	青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
檜原村		村民課	042-598-1011	神津島村	企画財政課	04992-8-0011	小笠原村	財政課	04998-2-3112
奥多摩町		住民課	0428-83-2190	三宅村	企画財政課	04994-5-0983			
大島町		税務課	04992-2-1465	御蔵島村	総務課	04994-8-2121			

eLTAX

給与支払報告書は、eLTAXによるパソコンからの電子申告が便利です！